フジ住宅・在日韓国人従業員訴訟判決がはらむ、 「ヘイト認定」の危険性

小島 新一 (産経新聞大阪正論室長)

はじめに一『正論』『WiLL』、産経新聞はヘイト文書なのか

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、いわゆる「ヘイトスピーチ解消法」が平成28年6月に施行されたのに続き、「ヘイトスピーチ(憎悪表現)」の規制・拡散防止措置を具体的に定めた条例の制定も各地で進んでいる。一般財団法人「地方自治研究機構」のまとめによると、解消法に先行した大阪市のほか、東京都や神奈川県川崎市が規制・抑止措置を盛り込んだ条例を制定。特に川崎市の条例は、街頭での活動や掲示で警告に従わないなどの場合は刑事罰も科すという、踏み込んだ内容になっている。(1)

具体的な規制・拡散防止措置はないものの、ほかに東京都の世田谷区や国立市、神戸市、大阪府も、防止に向けた啓発などの取り組みを自治体の責務とする条例を制定している。

一方で、こうしたヘイトスピーチ解消法や各地の条例をめぐっては、「表現の自由」、そして「言論の自由」「思想信条の自由」が制限され、萎縮しかねないという懸念や、解消法や多くの条例が、日本人を対象にした差別・憎悪表現は法や条例の認定・規制対象としていない点が不平等だとの意見もあり、是非をめぐって議論が続いている。

そんな中で、「ヘイトスピーチ」の認定対象が一気に拡大されかねない民事訴訟の判決が7月2日、大阪地裁堺支部で言い渡された。

訴訟は、大阪府岸和田市の不動産会社「フジ住宅」のパート従業員で在日韓国人の女性が、「職場で特定民族への差別を含む資料を配布され、精神的苦痛を受けた」などとして同社と同社の会長に3300万円の損害賠償を求めたものだ。⁽²⁾原告女性側は、(1)上記の資料配布のほか、(2)教育委員会の開催する教科書展示会で、特定の教科書の採択を求めるアンケートの提出を強いられた、(3)原告が提訴後、社内で原告を批判する旨の文書が配られた――ことで、人格権や人格的利益が侵害されたと主張した。

フジ住宅側は、(1)(2)(3)のいずれにも反論して訴えの棄却を求めたが、中垣内健治裁判長(森木田邦裕裁判長代読)は3点のすべてに違法性を認定、同社側に計110万円の支払いを命じた。

この訴訟で注目すべき点は、訴因(1)の「配布資料」に、雑誌『正論』『WiLL』などの掲載記事・論考や、産経新聞の記事といった活字媒体を多く含んでいることである。雑誌記事・論考でいえば、いわゆる保守系の「オピニオンリーダー」と目されている識者・言論人が執筆したものも多い。それらを原告側は、「ヘイトスピーチである文書」「人種差別

や民族差別を助長する文書」などと指弾したのである。

これまで各地自治体の「ヘイトスピーチ」条例で俎上に上がったり、訴訟となったりしたのは、主にインターネット上の匿名の書き込みや、市民グループの街頭での宣伝や抗議活動であった。たとえば大阪市は令和2年7月までに、条例に基づいて8件の事例を「ヘイトスピーチ」として認定しているが、その内訳は、ネット上の動画4件▽ネット上のサイト3件▽街頭宣伝活動1件−となっている⁽³⁾。

これに対し、今回の訴訟で原告側が「ヘイトスピーチ」「人種・民族差別を助長する文書」などとして取り上げた雑誌記事は、実名で執筆され、編集・発行会社、取次会社、印刷会社、書店という多数の関係者からの評価を経て、公になっている。新聞も含めて、関係者や読者の長年の評価が土台となって、継続的に発行・市販されている。そのような活字媒体とネット言論に定まった優劣があるとは言えないが、一定の社会的評価を得ている媒体の言論も「ヘイトスピーチ」の認定対象になるとすれば、その影響は、国民の知る権利や世論喚起、さらには経済的側面まで、極めて大きいものがある。

結論から先に書けば、本訴訟の判決は、原告が取り上げた会社の配布資料(以下、配布文書類)について個々に検討することなく、後述するように、いずれも差別的な(あるいは差別を助長しかねない)内容だと裁判所が判断した、と受け止められてもおかしくない構成となっている。すべての配布文書類が差別的である、という印象を与えかねない危険性をはらんでいるのだ。

以下、本稿では、この訴因(1)で取り上げられた配布文書類をめぐる判示の問題点についてみていきたい。

1 判決が違法とした文書の内実

まず、判決の概要を紹介しておきたい。判決などによれば、フジ住宅は平成25年2月から27年9月にかけ、社員教育などのため、職場で、新聞や雑誌、インターネット上の記事、それらについての社員の感想文などの文書類を配布するなどした。

判決が証拠採用し、判決文に資料として添付された配布文書類は、社員の感想文など 社内文書も含めて、延べ490件、原告側の分類に従って記載されており、重複がある。 このうち社員の感想文など、社内の文書と確認できるのは260件で、ほかにインターネット上の筆者不明の解説記事やコメント34件となっている。

出典が明記されていないものも多いため不明確だが、残る196件の大半は雑誌や新聞などの活字媒体(電子版含む)に掲載されたものや、言論活動を行っている識者が執筆したものと判断される。このうち産経新聞の記事・社説と明記されたものは40件、「正論」欄など同紙への外部識者の寄稿10件で合計50件、全体の1割を超える。執筆者別では、ジャーナリストの櫻井よしこ氏の論考・記事が最も多く、10件。上智大学名誉教授だった故渡部昇一氏と評論家の屋山太郎氏がともに6件で、これに続く。当「歴史認識問題研究会」の西岡力会長や高橋史朗副会長の論考も、各1件ある。

なお、原告側はこれらの文書を「ヘイトスピーチである文書」「明白にヘイトスピーチとはいえないが、人種差別や民族差別を助長する文書」などと分類して証拠提出している。 判決がその分類の是非に言及していないこと、そして本稿が原告側の主張に同意するも のではないことから、特に本文で取り上げるものを除いて、そのような分類に従った紹介 は避ける。

本稿末の一覧表に、問題文書とされた記事や論考の代表事例57件を、筆者の重複をできるだけ避けて掲載した。

産経新聞の50件や櫻井よしこ氏の論考10件などを含むこの490件の内容について、判決は次のように記す。

要するに、①我が国と中華人民共和国(以下「中国」という)・韓国・朝鮮民主主 義人民共和国(以下「北朝鮮」といい、これら3か国を併せて「中韓北朝鮮」という。) との間の外交問題(竹島、尖閣諸島の領土問題)や歴史認識問題(従軍慰安婦、南京 事件の歴史認識)、②韓国における人身売買、売買春、賄賂などの治安問題、③日清 戦争、日露戦争、日韓併合、我が国による東南アジア諸国の統治及び東京裁判など 第二次世界大戦以前における我が国の対外政策、④第二次世界大戦後の我が国にお ける連合国による占領政策や、沖縄県の米軍基地、原子力発電所再稼働、再軍備の 問題、⑤河野洋平内閣官房長官(当時)による従軍慰安婦問題に関する談話や村山富 市内閣総理大臣(当時)による第二次世界大戦の歴史認識に関する談話の問題、⑥我 が国の公人による靖国神社参拝の問題、⑦中国人又は中国企業による我が国の土地 購入や、中国政府によるサイバー攻撃、サッカーの国際試合における韓国人の振る 舞いの問題などを主題として、中韓北朝鮮の国家や政府関係者を強く批判したり、 在日を含む中韓北朝鮮の国籍や民族的出自を有する者に対して「死ねよ」「嘘つき」「卑 劣 「野生動物」などと激しい人格攻撃の文言を用いて侮辱したり、日教組や株式会社 朝日新聞社、親中親韓派の特定の議員・評論家に対して「反日」「売国奴」などの文言 で同様に侮辱したり、我が国の国籍や民族的出自を有する者を賛美して中韓北朝鮮 に対する優越性を述べたりするなどの政治的な意見や論評の表明を主とするもので あった。⁽⁴⁾

以下、この内容評価を「総括的評価」とする。

そのうえで判決は、これら配布文書類の内容や配布による違法性について、次のよう に2つに分けた判断を下した。

原告女性を念頭に置いて記述されたものではないし、会社による配布も、原告が閲覧 しなかったことで不利益を受けたこともないことなどから、原告個人に向けた差別的言動 と認めることはできない、とした。⁽⁵⁾

一方で、配布文書類の内容が「総括的評価」を主とするものであることから、「韓国の国籍や民族的出自を有する者にとっては著しい侮辱と感じ、その名誉感情を害する」「そのような顕著な嫌悪感情を抱いている被告らから差別的取り扱いを受けるのではないかとの現実的な危惧感を抱いてしかるべきもの」と認定した。⁽⁶⁾

さらに、配布文書類が「反覆継続」して従業員全体に「大量」に配布されていることから、「従業員に特定の国への嫌悪感情を抱かせ、原告が職場で差別を受けるかもしれないと危惧して当然のもの」と判断して、「労働者の国籍によって差別的取り扱いを受けないという『人格的利益』を侵害するおそれは、社会的な許容限度を超えている」と結論づけた。(7)

フジ住宅側は、判決について「個人に向けた差別的言動を認められなかったことは妥当な判断だが、判決は私企業における社員教育の裁量や経営者の言論の自由の観点から、到底承服し難い」とのコメントを発表し、判決言い渡し4日後の7月6日付で控訴している。⁽⁸⁾

2 判決の文書評価の問題点

配布文書類の中には確かに、「在日死ねよ」「野生動物」のように明らかな差別的で、各地の条例などでも「ヘイトスピーチ」と認定される可能性が高い文言が記載されたものもある。

しかし、「在日死ねよ」「野生動物」は、フジ住宅が従業員に読ませたいとして配付した資料の中に、偶然紛れ込んでいたものだった。Youtube動画を紹介した際、動画画面とともに印刷されたコメント欄の不特定者の書き込みに過ぎない(一覧表のナンバー1と3)。「在日死ねよ」は、あるYoutube動画を紹介するために配布された計12ページの資料の10ページ目についていた、その動画に対してつけられた匿名のコメントの一つだ。「野生動物」は、櫻井よしこ氏のYoutube動画を紹介したときに、下の方に複数つけられていたコメントの一つだ。フジ住宅が「在日死ねよ」と「野生動物」というコメントを肯定的に評価していた証明にはならないのだ。⁽⁹⁾

一方で、「韓国の国籍や民族的出自を有する者にとっては著しい侮辱と感じ、その名誉感情を害する」「特定の国への嫌悪感情を抱かせ、原告が職場で差別を受けるかもしれないと危惧して当然のもの」という判決の認定には、疑問符を付けざるを得ない論考や記事もある。

例えば、一覧表のナンバー34の産経新聞記事(平成27年8月11日付)である。当時の橋下徹・大阪市長が、米サンフランシスコ市議会に、慰安婦像建立決議への懸念を伝える書簡を送るという内容だ。その後、大阪市がサンフランシスコ市との姉妹都市提携解消に至るなど、社会的関心が高かった問題の経過報道に過ぎない。

こうした記事まで「差別的文書」であるかのように扱うのは、産経新聞の報道に対する司法の圧力ではないか。産経新聞は、慰安婦問題で日韓が対立していた当時、この問題を大量に報道していた。判決は文書類を「反覆継続して配布したこと」をもって違法性を認定したが、では、毎日発行される産経新聞を職場に置くのは違法なのか。

判決は、配布文書類の問題点を個別に示さず、「反覆継続」が問題となる配布の程度、 すなわち回数や量も明示していない。「広い意味での思想教育と評価できる程度」と言及 しているだけだ。そのために、判決が資料として挙げた配布文書類すべてが、「在日死ね よ」と同様の差別的文書だと受け取られかねない危険性をはらんでいるのだ。

原告側は、配布文書類を「①ヘイトスピーチ文書、②ヘイトスピーチとは明白にはいえないが、人種差別や民族差別を助長する文書、③①及び②に該当しないその他の政治的見解を内容とする文書」と独自に分類して、証拠提出している。⁽¹⁰⁾

さらに、②については、(a)特定の国の民族性を直接非難するもの、(b)歴史修正主義、(c)「在日特権」という偏見に基づくデマ、(d)日本人の優越性(国粋主義)の宣伝―に分類している。

(b) の「歴史修正主義」についてみてみよう。原告側は、「歴史修正主義」を、「客観的な歴史学の成果を無視し、都合のよい過去を誇張、ねつ造し、都合の悪い過去を過少評価、抹消して、自らのイデオロギーに従うように過去を修正しようとする考え方」と規定。「このような考え方に基づく表現は、それ自体直ちに違法との扱いを受けるものではない」としつつ、「労働者よりも優越的地位にある使用者が、職場において歴史修正主義を内容とする表現を流布させると、従業員の間でアジア蔑視、排外主義の職場環境が形成され、在日韓国人である原告に対する閉塞感、圧迫感、屈辱感を与えるとともに、原告が周囲から劣った存在であると社内で認識されることとなる」ため、「人権差別や民族差別を助長する」と批判している。

そのうえで、配布文書類のうち、「従軍慰安婦や南京大虐殺の史実を否定したり、我が国のアジア侵略を正当化したり、日中韓における歴史認識問題について中韓の見解はねつ造であるとして国家、国籍保有者及び民族を同一視して非難したりすることを内容とする記載 | のあるものが「歴史修正主義 | にあたるとしている。

だが、「歴史修正主義」という言葉自体、史実の発掘に基づく歴史探求の営みを、それまで支配的だった歴史観を擁護したり、その歴史観と一体となったイデオロギーを戴いたりする立場からの「レッテル張り」に使われている、との批判もある。

例えば、1941年の日米開戦をめぐり、アメリカが開戦直前に日本側に過酷な要求を突きつけ、最終的に開戦を決意させた「ハル・ノート」の存在を戦後に知ったことで、ルーズベルト大統領擁護のそれまでの立場から、批判する立場へと転じた米共和党のハミルトン・フィッシュ下院議員の著書『ルーズベルトの開戦責任』(邦訳は草思社刊)は、「歴史修正主義だ」として、ルーズベルト正義史観に立つ言論界・学界から抹殺されてきた。(11)

慰安婦問題で事実を誇張、ねつ造してまで日本政府を追及した者たちの造語に過ぎない「従軍慰安婦」という言葉を安易に使い(この点は判決「総括的評価」も同じ)、「南京大 虐殺」を史実と言い切る原告側による「歴史修正主義」論にも、そうした批判は当てはまる。

原告によって、②(b)の「歴史修正主義」とされた麗澤大学客員教授の西岡力氏の論考「この度し難き鉄面皮 朝日新聞の頬被り」(月刊『正論』2014年7月号所収、一覧表ナンバー29)をみてみよう。日本軍の慰安婦をめぐり、「女子挺身隊」を慰安婦と混同し、日本軍による「奴隷狩り」のような韓国人女性の強制連行があったと1990年代初めに報道した朝日新聞に、訂正を要求するものだ。

慰安婦強制連行説や女子挺身隊との混同は、西岡氏らが20年以上にわたって批判し続けた結果、国民に問題の認識が共有され、朝日新聞が同年8月に記事を取り消したことは記憶に新しいところである。⁽¹²⁾この論考が、「都合のよい過去を誇張、ねつ造し、都合の悪い過去を過少評価、抹消」しているという原告側の批判的評価は、まったく不当である。しかも、西岡氏のこの論考には、韓国や韓国人(民族としても個人としても)への批判はひと言も記述されていない。

原告側のこうした分類・評価の妥当性の吟味もせず、大量の配布文書類を一括して性格づけを行ったのが、判決の「総括的評価」なのである。

なお、判決は「反覆継続」した文書類の配布を要件として、「差別を助長する」などと認定したが、朝日新聞の慰安婦問題の誤報訂正は、先述のように、西岡氏らが長期間にわたって「反覆継続」して同紙を批判し、国民の間で問題の認識が共有された結果である。

言論は、「反覆継続」して提示しなければ広く共有されないのである。

今回俎上に載せられた配布文書類に、中国を批判する記事や論考が含まれている点にも、原告女性が在日韓国人であることを考えると違和感を覚える。原告側は「フジ住宅は民族差別的」という主張を補強するために中国批判も含めたのだろうが、在日韓国人への差別か否かが問われた訴訟で、判決も証拠資料として採用しているのは粗雑だ、との感が否めない。朝日新聞や日教組を批判する論考についてもそうである。

また、「総括的評価」を見ると、判決は、「中国・韓国・北朝鮮の国家や政府関係者を強く批判」しただけの文書も「差別性」を有していると評価した、と理解せざるを得ない。たとえ、文書類の配布が「反覆継続」して「大量」に行われたこと、職場で使用者から従業員に対して行われたことが、「差別あるいは差別を助長する」と認定する要件であったとしても、「差別性はない」と判断される文書まで、その中に含ませることはないだろうからである。

だとすれば、中国・韓国・北朝鮮への批判自体に「差別性があり、問題だ」ということになる。これでは、事実に基づく正当な論評や報道への圧力になりかねない。判決は、「表現の自由」「言論や思想信条の自由」を不当に制限している、との批判は免れまい。

現在、北朝鮮の核・ミサイルによって我が国の安全は脅かされ続けており、台湾や南シナ海も我が物にせんとする中国の覇権主義的行動は、我が国の領土・尖閣諸島にも及んでいる。韓国の文在寅政権は北朝鮮への融和姿勢を強め、やがて朝鮮半島に我が国に敵対的な統一国家が誕生する、と予測する識者もいる。

このような現状を考えれば、中国・韓国・北朝鮮を批判する論評や報道は、今後さらに増えるだろう。今回の大阪地裁堺支部の判決は、そうした言論活動を圧迫し、ひいては我が国の国益を大きく損ないかねない、といえる。

今回の訴訟で、中垣内裁判長は、拉致被害者救出のシンボルである「ブルーリボンバッ デ」の着用を、訴訟当事者も含めすべての入廷者に禁じた。同裁判長の偏った人権感覚 を示す驚くべき訴訟指揮だ。⁽¹³⁾

3 判決の危険性を証明した朝日、毎日報道

配布文書すべてが「差別的」と受け取られかねない、判決の危険性への懸念は、早速現 実化した。朝日新聞は7月3日付朝刊の第一社会面トップで、判決について報じた(大阪 本社版)。「職場で民族侮辱文書、賠償命令」などの見出しで、判決や原告女性の肉声を



判決を報じる朝日新聞(左)と毎日新聞(右)

紹介する記事とともに、配布文書数点の写真が添えられている。その写真からは、本稿末一覧表のナンバー 52の月刊『正論』記事の見出しが、はっきりと読み取れる。この記事が朝日の見出しのいう「民族侮蔑文書」であるかのようである。

だがこの記事は、原告側の分類では、② (d) の「日本人の優越性 (国粋主義) の宣伝」 文書で、「他の人種・民族を非難する文脈で流布された差別助長表現」とされているが、 彼らの言い分でも特定民族の「侮辱文書」ではない。

朝日の判決紹介記事のリードは、今回の訴訟を「『在日は死ねよ』などの文書が配布された行為の違法性が争われた」と表記している。

確かに、「在日死ねよ」は、「総括的評価」で取り上げている「野生動物」とともに社会的に許されない文言である。解消法や各地の条例上も「ヘイトスピーチ」と認定される可能性は高い。「嘘つき」も文脈によっては差別となりうる。

しかし、前述のように「在日死ねよ」「野生動物」は、フジ住宅が従業員にYoutube動画を紹介した際、動画画面とともに印刷されたコメント欄の不特定者の書き込みに過ぎない。 偶然紛れ込んでいたような文言だけを記事でクローズアップするのは、配布文書すべてが差別的であるかのように読者に思わせる印象操作だ、との批判は免れまい。

毎日新聞(大阪本社版)は判決を報じた7月3日付朝刊記事で、「職場へイト、賠償命令/民族差別記事配布」との見出しを付け、判決後の地裁堺支部前で原告弁護団が「ヘイトハラスメントを認める」などと大書きされた紙を掲げる写真を掲載している。

しかし、判決は、原告支援者らが街頭宣伝活動で、フジ住宅を「ヘイトスピーチ、ヘイトハラスメントを行う企業」と喧伝したことについて、違法ではないものの、「適切な表現とは言い難い」との判断も示している。この見出しや写真は適切なのか。

朝日や毎日の報道は、判決の一部分、あるいは曲解が独り歩きし、「ヘイトスピーチ」「ヘイトハラスメント」認定が無原則に広がりかねないことを示したと言えよう。

注

- 1. http://www.rilg.or.jp/htdocs/img/reiki/001_hatespeach.htm
- 2. 平成27年(ワ)第1061号 損害賠償請求事件。以下、判決文や判決文に添付された証拠資料の引用 は、大阪地裁堺支部が地元記者クラブに配布したもののほか、産経新聞社が独自に入手したもの による。
- 3. 大阪市人権企画課に筆者が確認。
- 4. 判決文「事実及び理由-第3 当裁判所の判断-1 争点(1)(本件配布①の違法性ないし職場環境配慮義務違反の有無)」中「(1)認定事実」の「エ」(P6)
- **5.** 同「争点(1)」中「(2)」の「ア」(P9-12)
- **6.** 同「争点(1)」中「(2)」の「イ」(P13-20)
- 7. 同上
- 8. 「弊社を応援してくださる皆様へ。7月2日の判決結果について。弊社の見解」、2020年7月4日、 https://www.fuji-jutaku.co.jp/blog/?year=2020#article80 なお、フジ住宅は同社ホームページに「訴訟・裁判に関するO&A」欄を開設している。
- 9. 「在日死ねよ」というコメントがつけられたYoutube動画は、日本文化チャンネル桜の番組「【日いづる国より】中山恭子、ウズベキスタンと日本を語る」(2013年3月22日配信)だ。「野生動物」のコメントは、「櫻井よしこ氏 従軍慰安婦の嘘を暴く!」(2013年7月22日公開)と題されたYoutube

動画のコメント欄に書き込まれたもの。後者は櫻井氏のほか、日韓の識者が参加した座談会の様 子を紹介している。

「ヘイトスピーチ(憎悪表現)」は、ヘイトスピーチ解消法や各地の条例上では、人種や民族を理由とした「不当な差別的言動」とされる。具体的な内容については、法務省が、(1)特定の民族や国籍の人々を、合理的な理由なく、一律に排除・排斥することをあおり立てるもの(「 \bigcirc 人は出て行け」、「祖国へ帰れ」など)、(2)特定の民族や国籍に属する人々に対して危害を加えるとするもの(「 \bigcirc 人は殺せ」「 \bigcirc 人は海に投げ込め」など)、(3)特定の国や地域の出身である人を、著しく見下すような内容のもの(特定の国の出身者を、差別的な意味合いで昆虫や動物に例えるものなど)——と例示(法務省ホームページ「ヘイトスピーチに焦点を当てた啓発活動」、http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00108.html)しており、各地の条例もおおむね、この3つの類型に沿った定義を掲げている。

- 10. 判決文(別紙4)「当事者の主張 1 本件配布①の違法性ないし職場環境配慮義務違反の有無(1)原告の主張」中の「イ 本件配布①の違法類型」「ウ ①ヘイトスピーチである文書配布の違法性」「エ ②ヘイトスピーチであるとは明白にはいえないが、人種差別や民族差別を助長する文書配布の違法性」「オ ③ヘイトスピーチではなく、人種差別や民族差別を助長する内容ではない その他の政治的見解を内容とする文書配布の違法性」(P124-134)
- 11. 岡田邦宏「『歴史修正主義』と『正しい歴史認識』」『明日への選択』平成27年1月号。なお、ルーズベルト正義史観への批判を許さぬアメリカ国内の言論空間については、ルーズベルトの前代大統領であるハーバート・フーバーの『裏切られた自由』(邦訳は草思社刊)にジョージ・ナッシュ(歴史家)が編者として寄せた序文、および渡辺惣樹氏の『誰が第二次世界大戦を起こしたのかーフーバー大統領の「裏切られた自由」を読み解く』(同社)に詳しい。フーバーが1964年に亡くなる前年まで、約20年間をかけて執筆した『裏切られた自由』は、2011年にアメリカで出版されるまで半世紀にわたって封印されていた。同書は、ルーズベルトがソ連を国家として承認し、第二次大戦期に実質的同盟国として援助したことで、共産主義が世界に拡散したと批判。また日本を対米開戦に追い込んで太平洋地域に無用な戦いを引き起こし、満州を共産主義者に渡す結果になった、と指摘している。

一方、日本では、朝日新聞が日本軍慰安婦をめぐる誤報を認めた2014年から、安倍晋三首相(当時)の「戦後70年談話」が発出された2015年にかけて、「歴史修正主義」という用語がメディアや言論の場で頻出した。日本軍による慰安婦強制連行説や「慰安婦は日本軍の性奴隷だった」という言説を否定したり、昭和初期の大陸進出や先の大戦を「日本の侵略」とする歴史観の見直しを求めたりする動きや論者が、「歴史修正主義」と批判された。慰安婦強制連行説を疑問視する安倍首相自身のそれまでの発言もあって、国内のみならず欧米圏からも安倍政権を「歴史修正主義者」とする批判が沸き起った。

評論家の小浜逸郎氏は、月刊『正論』2015年3月号所収「対日『歴史修正主義』批判と欧米の病」で、「歴史修正主義」が批判的レッテルとして利用されるのは、英米を中心に「第二次大戦の戦勝国が、自分たちの勝利こそが絶対的な正義の証と考え、ユダヤ人虐殺(ホロコースト)を行ったナチス・ドイツを『悪魔』と決めつける歴史観に発している」と指摘。この時の英米による安倍政権批判も、ナチスに連想づけることで、日本の過去の姿を永久に悪者にし、かつての植民地支配や日本への原爆投下・無差別爆撃という「都合の悪い歴史」を隠蔽し、自分たちの作り上げた「正義」「覇権の正統性」を守る意図がある、と分析した。

さらに日本国内では、①この用語の抽象的な性格を利用し、保守勢力のなかのさまざまな言論や行動を一括りに単純化し、安倍政権にネガティブな印象を植え付ける、②自虐史観を正当化し、それが崩されるのを防ぐ、③海外メディアが安倍政権の性格を「歴史修正主義」と位置付けている事実を利用し、安倍内閣を、戦争への道を歩む内閣と決めつけてその危険性を訴える――ために「歴史修正主義」が政治的レッテルとして利用されている、と指摘している。

- 12. 西岡力『朝日新聞「日本人への大罪」』悟空出版。なお、福島第2原発事故をめぐる報道不祥事も 重なって、当時の社長が辞任した。
- 13. 関係者によると、フジ住宅と原告双方の支援者がそれぞれ揃いのバッヂを付けていたことから「バッヂは禁止」とされたようだが、ブルーリボンバッヂは訴訟とは無関係だ。 そもそも拉致問題解決への努力や情報提供の呼びかけ、国民啓発は北朝鮮人権法によって国・政府・自治体の責務と定められている。司法も一国家機構であり、ブルーリボンバッジの禁止は同

法の趣旨に反するのではないか。

大阪地裁堺支部はブルーリボンバッヂの禁止について、筆者の取材に「裁判体の訴訟指揮として 行われた指示であり、理由はお答えしていない」としか回答しなかった。

拉致被害者の横田めぐみさんをテーマにしたアニメ『めぐみ』は、文部科学省の後押しにもかかわらず、学校現場で「在日朝鮮人の子供たちへの差別やいじめにつながる」として、上映が進んでいないという実態もある。推測だが、ブルーリボンバッヂの禁止には「拉致致問題解決の訴えは、アニメ『めぐみ』のように差別を助長しかねない」という判断が働いたのではないか。事実に基づく論評や報道も差別的文書との誤解を与えかねない内容となっている今回の判決をみると、その可能性は否定できない。

フジ住宅訴訟で、会社側が配布した文書類の筆者・概要(判決資料の一部を抜粋、短縮。 多くの論考・記事の出典を明記していない点は判決資料のまま) (注) は筆者補

- 1 「在日支配売国マスコミ」「在日は死ねよ」などという内容のYoutubeのページのコメント欄
- 2 「在日朝鮮族として東大教授にまで上り詰めて今やNHKの御用達文化人(笑)になり上がっている姜尚中…デマをまき散らしてきた。…権力を振りかざして脅したことさえあった」「在日朝鮮族の先生にはこの種の手合いが多いのか、気に入らない批判者には『ヘイトクライム』だの『ヘイトスピーチ』だのレッテル張りをすることで金明秀・関西学院大学教授も負けていない。『金王朝』を信奉する朝鮮学校出身者のせいか…息を吐くように嘘をつく反日サヨクの生き様そのもの」などの内容の中宮崇氏の記事
- 3 「韓国人の思考の中に敵相手ならどんな非道をしても許されると勘違いしているところがありますよね、確かに野生動物がまさしくこれです」との櫻井よしこ氏のYoutubeコメント欄のコメント
- 4 産経新聞記事。「中国のテレビは悪逆非道な日本兵を正義の味方、八路軍がやっつけるドラマばかりやっている」「韓国といえば、証拠もないのに慰安所を『日本政府による強制的な軍の売春システム』とでっちあげ、慰安婦を『性奴隷』と毒々しく英訳して宣伝し続けている」
- 5 「支那、韓国はもう何をどうやっても日本には勝てない。…しかしただ一つ残された唯一の手段があったのだ。お家芸であるプロパガンダである」「『戦後レジーム』とは、日本を敗戦国のままにして、永久に『謝罪と賠償』を繰り返させるための罠だ」などいう内容の経済評論家、上念司氏の記事。
- 6 「一九八○年代初期から顕著になった歴史認識をめぐる対日批判は…中韓両国と日本の一部マスメディアが連携して展開した明らかな歴史の政治利用だということだ」「眼前の中国の脅威を脅威とは感じない独特の世界観は、幾世代も冊封体制の元で中国に支配された民族の、従属精神の残滓かとさえ考えてしまう」「中国の教科書は全くのプロパガンダになっている」「事実を歪曲してきた中国・韓国よりもずっと日本は自信を持って良いのである」などという内容の櫻井よしこ氏の記事
- 7 「南京大虐殺は歴史のねつ造」「韓国も中国も、日本人とは異なった国民性を持つ民族であると認識しなければなりません。私たちは親から『嘘をついてはいけません』と教育されます。しかし、中国や韓国は『騙される方が悪い』『嘘も100回言えば本当になる』と信じている」などの内容の中山成彬氏のインタビュー記事

- 8 「日米、日中、日韓の間で期せずして『歴史問題』がささくれだってきていますが… 中国共産党による対外工作戦略の一環であることが見えてきます」「韓国人は儒教のイメージで語られることが多いですが、私は韓国はアジア随一の即物主義者、つまり経済力と軍事力しか信じない国民性だとみています」などとする京都大学名誉教授、中西輝政氏と産経新聞政治記者、阿比留瑠比氏の対談
- 9 「(注:現在の中国は)19世紀以前に世界的超大国であった中華帝国の再現をめざす過激な民族主義国家」「日本を軍事力で圧倒する道筋が見えない場合、対日戦略の中心は日本の世論を分裂させる心理戦・世論戦」「(注:琉球市民の75%が沖縄独立を望んでいるという「住民投票」結果の報道など)事実に反する記事を引用する中国の研究者やジャーナリズム…の任務は真実の追究ではなく、共産党の政策のバックアップ」などとする産経新聞の村井友秀氏のコラム
- 10 「朴氏は政治、経済を通じて中国にのめり込み、米国に行って日本の悪口を並べ立 てた。まさに、大衆迎合の政治を繰り広げているが、この姿こそが千年にわたる朝鮮 の歴史の回帰である。」との産経新聞に掲載された屋山太郎氏の論評
- 11 ケント・ギルバート氏のZAKZAK記事「ニッポンの新常識」。「(注:韓国では)謝罪をすれば罪を認めた『罪人』になり、謝罪を受けた側は、罪人をいたぶる特権を得る。 …しかも韓国人は、過去を水に流さない。朴槿恵大統領は『加害者と被害者の立場は 1000年経っても変わらない』とスピーチしたが…典型的な韓国人の思考」
- 12 衆議院議員中山成彬のパンフ内において「従軍慰安婦の問題は南京事件と同様、朝日新聞が戦後でっち上げたものです。」と述べ、「河野談話」も問題であるとしている。
- 13 「インドネシアの人々が証言する日本軍政の真実 大東亜戦争は侵略戦争でなかった。何と言ってもインドネシアが独立できたのは日本のお陰です。日本がオランダの 統治を破壊してくれたからです」と題した本のうち、日本の首相が靖国神社に行くことについて「中国と韓国は意図があってそういう難癖をつけているだけです。中国は 日本にもっと要求したいものがあるのでしょう」などとするデヴィ夫人の「証言」
- 14 「『南京大虐殺は自分たちがやった』と告白した国民党少尉」と題する鳴霞氏のブログ。「(注:中国国民党軍の)指揮官は兵士たちに、もうすぐ日本軍が来るのだから、民衆は日本軍に銃殺されたことにしたら良いのだといって、一斉射撃を命じた」「すべての国民党による民衆大虐殺は、日本軍の残虐行為として転嫁されたのである」
- 15 産経新聞社の「教科書是正を期待したい」と題する社説。「南京事件の犠牲者数などについて…『30万人説』がいまなお教科書に載り、独り歩きする状況は正されなければならない」「『近隣諸国条項』についても… (注:自民党は) 政権公約に『見直し』を盛り込む…児童生徒がわが国の歴史に誇りを持てるような教科書が望ましい」
- 16 「慰安婦の月収が300円」「日本兵の月給が10円前後の当時、この高給な応募者は少なくなかっただろうから、強制連行する必要はなかった」などを内容とする、産経新聞朝刊の記事。

- 18 「極言御免」と題した、「韓国を満足させるため『強制』を認めさせたかったのである」などと述べる阿比留瑠比氏の記事
- 19 「歴史認識については、満洲事変や支那事変をわが国の一方的な侵略とする中国側のプロパガンダをそのまま受け入れて、中国に対していわれのない『贖罪意識』を抱え込んでいる国民がいまも多数いる」「ひたすら中韓両国の顔色をうかがう卑しい『属国』根性が政権や与党の中枢まで触んでいた」などの内容の神道学者、高森明勅氏の記事
- 20 「文部省及びその背後の外務省は、問題となった『侵略』という言葉を真っ先に解禁することで中韓両国への土下座外交の道に踏み出した」「『(注:朝鮮人)強制連行』についても、昭和三十四年の外務省資料によって完全に否定されている」「正規の検定が終わって合格しているにもかかわらず、中韓の外圧に屈して、超法規的な(すなわち法律に基づかない)教科書検定が実に四回にわたって行われた」などという内容の拓殖大学客員教授、藤岡信勝氏の記事
- 21 「『日帝36年の酷い時代』の前、朝鮮(南北)は千年にわたり中国の隷属だった。近年には清の軍隊が漢城(現ソウル)に駐屯し、中国領になる寸前だった。それを阻止しようと、日本が起こしたのが日清戦争だ」との産経新聞掲載の屋山太郎氏の論評
- 22 「もし清国が最初の戦争に勝っていたら、韓国は現在、中国の植民地になっているかもしれないし、もしロシアが次の戦争に勝っていたら、韓国はロシアの植民地になっているかもしれない。日本の勝利はとどのつまり、韓国を自由市場経済の民主主義国という今日の地位へ導いたのである」とのジェームズ・E・アワー氏の産経新聞論評
- 23 「負けたというその結果から大東亜戦争の全てを正しくなかった、間違いだったと 否定してしまうことはできない」「武力がものをいう時代だった…ハワイは、19世紀 末、アメリカが海兵隊を差し向けカメハメハ王朝を殲滅し、星条旗の星の一つに付け 加えた」という『おじいちゃん日本のことを教えて』(注:著者、中條高徳氏)
- 24 「憂うべき米国での『反日』拡大 強制連行巡る誤解を正したい」と題し、「歪曲された歴史が、全米に喧伝されようとしている」から始まり、「『性奴隷』との曲解を是正するためにも、20年前の河野談話の見直しが欠かせない」と締めくくる内容の読売新聞の社説
- 25 「一筆啓誅 NHK殿」と題し、「橋下氏は強制連行なしとだけ言ふべきだった」「東京 裁判史観では従軍慰安婦の策謀には勝てない」「反日団体の擁護をする売国」「シナの 脅威とウイグルをよそ目に見る沖縄番組」とNHK報道を批判する皇學館大学非常勤講 師、本間一誠氏の記事
- 26 「朝鮮半島藪睨み」と題し、「現在の価値観で過去を一方的に裁き、歴史を正すことができると考えるのは韓国だけである。…条約や法律に対してもそうだ。後世のムードで解釈を変えようとする」「韓国司法当局も我が意を得たりと、世論に乗ってますます反日に舵を切る」などという産経新聞外信部編集委員、久保田るり子氏の記事

- 27 「憲法改正と靖国参拝で民主主義国家たれ」と題した、ジョーンタウン大学教授、 ケヴィン・ドーク氏と産経新聞·湯浅博氏の対談。「(慰安婦問題について) 当時の日本 では、売春が法律上認められていたんですよね」「その時点での国際的な常識や法律で 許されていた行為かどうかという基準はあると思います」
- 28 「河野談話20年 偽りの見解を検証し正せ 慰安婦は『性奴隷』ではない」と題した産経新聞記事
- 29 「「総力特集」『慰安婦』包囲網を突き破れ!我が国を貶め続けた一連の報道への批判 にどう答えたか この度し難き鉄面皮朝日新聞の頬被り『慰安婦=性奴隷』という不 名誉な評価のルーツをたどると、朝日の誤報に行き着く。なぜ訂正しないのか」と題 した東京基督教大学教授、西岡力氏の記事
- 30 「河野氏はやってもいない犯行をやりましたと自白する冤罪事件を演出したわけである」等と主張する秦郁彦氏の記事
- 31 夕刊フジ内の痛快!テキサス親父の記事。南京事件、慰安婦問題について「世界記憶遺産登録阻止だ」「イタリア・フィレンツェのホテル周辺にも、現代の慰安婦たちが大勢いて、艶めかしい服装で客引きをしていた、旧日本軍の慰安婦も大金を受け取っていたが、一体、現代の慰安婦と何が違うんだ?」等の内容。
- 32 ケント・ギルバート氏による夕刊フジZAKZAK記事。「戦後70年と私。占領政策の 史実 間違いに気付いていたマッカーサー」との見出しで「強い日本軍が、野蛮で危 険のソ連の脅威からアジアの平和を守っていた。米国は間抜けな勘違いのせいで、日 本軍を完全に解体してしまった」等の内容。
- 33 書籍『外国特派員協会重鎮が反日中韓の詐欺を暴いた』(著書へンリー・S・ストークス氏)の一部抜粋。「ヨーロッパの領土になっていた全アジアが、その植民地支配から独立できたのは、日本人が血を流したからだった。欧米列強に支配され、植民地にされて苦しんできたアジアの人々を救い、彼らを独立させたのは、日本」等の記事。
- 34 産経新聞記事。「慰安婦決議案サンフランシスコ 大阪市書簡で懸念伝達」。
- 35 産経新聞記事。「慰安婦像設置認めず。豪市議会 全会一致で」との見出しのもの。
- 36 杉田水脈氏の記事。「日本には軍や官憲が『強制連行』を行ったという記録は全く存在せず」「慰安婦の強制連行はなかったという閣議決定がなされています」「慰安婦たちは相当な高給を受け取っており、その暮らしぶりは贅沢と呼べるほどだった」「日本国内では『慰安婦の強制連行はなかった』ということを国民誰もが認識しています」
- 37 「韓国どうでる?米フラトン市が慰安婦碑設置見送りへ。反対署名受け、カナダ・ 豪州に続き」と題する産経ニュース。
- 38 雑誌「日本の息吹」内の高橋史朗氏による「中国、ユネスコ記憶遺産申請の凄まじい中身」との記事。『南京事件「証拠写真」を検証する』との書籍で、ニセ写真と指摘された写真が含まれている」「日本軍は虐殺している映像は全くない」等の内容。
- 39 産経新聞内の記事。中国が抗日戦争勝利記念日として軍事パレードを行っていることにつき「中国の国威発揚と日本たたきを目的にした一連の行事は、・・でたらめな歴史認識のもとで開催される」等の内容。

- 40 中山成彬氏のパンフにおいて、「中国人が日本の土地を買いあさり、間接侵略が進んでいるのです」との表現。
- 41 「ウソの教義に毒される子供たち」「帰国して驚いた中国人民の『日本憎し』」「『日本悪魔』の観念をさらに肉づけて全国民に広く浸透させたのは、党の宣伝機関としてのマスメディアである」などという内容の書籍『私はなぜ「中国」を捨てたのか』(著書:石平)の一部抜粋
- 42 「国内の左翼勢力や中国・韓国…が歴史認識を持ちだして安倍政権を攻めようとしているのは…『被害者』を自称することで加害者に対して道徳的に優位な立場に立ち、それが外交やビジネスの場面での関係にもなる」「日本を軍国主義を反省しない『共通の敵』として孤立させるためである」などという内容の八木秀次氏の記事
- 43 「我々は悪逆非道な『日帝三十六年の支配』に屈することなく勇敢に戦ってきたのだという『誇るべき反日主義の伝統(の捏造)』に拠らなければ、戦後韓国人の間に民族的な誇りを持ったアイデンティティを生み出すことはできないだろう…これが戦後韓国の指導的な知識人に共通した考え」などという内容の「大統領朴槿恵への幻想 韓国の『反日』は変わらない」と題した拓殖大学教授、呉善花氏の記事
- 44 「ホワイトハウスのサイト書き込み増」と題する、「中国国内問題解決に関する中国 からの書き込みが増えているが、背景には自国の政府に対する不信感がありそうだ」 等の内容の産経新聞の記事。
- 45 「かつては領土を不法に奪われ、今また領土を侵犯されようとしており、近い過去には多くの同胞が拉致されてあるものは殺されあるものは帰ることも出来ずに行方も知れずに放置され、それらの相手国はいずれも核兵器を保有し我々への恫喝を続けている」「北朝鮮の恫喝手法が典型だが、火の海にするぞと脅しをかけて相手を跪かせることが目的で、北朝鮮もシナも実際に撃つことのデメリットは本当に狂ってでもいない限り分かっている」などという内容の石原慎太郎氏の記事
- 46 「中国が再度言い始めた尖閣諸島の「棚上げ」もこれによく似ている。れっきとした 日本領である尖閣を強引に棚上げにすれば、将来の日中、米中の力関係次第では奪え るという計算だろう」などという内容の産経新聞の社説
- 47 「もし自衛隊と米軍が沖縄から出て行けば、直ちに中国人民解放軍が軍艦でやってきて沖縄を即刻軍事要塞化することだろう」「中国の沖縄武力侵攻の野心は、安全保障関係者の間ではもはや常識である」「最近の中国では『沖縄の主権は中国にある』などという主張が広がっており」などという内容のジャーナリスト、井上和彦氏の記事
- 48 「中国の領海侵犯は、2012年9月の(尖閣諸島)国有化後日に40回超」「中国による国有化の批判は、日本に責任をなすりつけようとするプロパガンダなのだ」「中国が尖閣のみならず、沖縄の領有権まで狙っていることが明確になった」などという内容の八重山日報編集長、仲新城誠氏の記事
- 49 「中国は基地反対派や沖縄独立派への政治的、資金的支援などを行うであろうし、 学生や大学教員の中国への招聘などにより、親中派を育てようとするであろう。さら に観光客などに混じって情報工作員も入ってくるであろう」などという内容の、「沖縄 独立運動は中国の思うつぼだ」と題した産経新聞の西原正氏のコラム

- 50 「中国のメディアは、日本の軍事的脅威を繰り返し強調するなど、反日のトーンを 高め、戦争のために世論づくりを開始したという印象がある」「現在の中国では、家族 と財産を海外に移し、本人がいつでも逃亡できるように外国のパスポートを持ってい る共産党幹部が数多くいる」「収入の大半は賄賂」などという内容の、書籍『戦わずし て中国に勝つ方法』(著者:産経新聞中国総局·矢板明夫氏)の一部抜粋
- 51 「日本人が知らない親日国家『20対2』の真実、安倍首相のアジア訪問で明らかに」と題し、「日本非難は中国と韓国だけ」「その反日、嫌日は日本側に原因があるのではなく、嫌う側に特殊な内部事情があるからではないのか」などという内容の産経新聞ワシントン駐在客員特派員、古森義久氏のコメント
- 52 「自滅する韓国 事大主義丸出しで中国に接近する韓国。その未来は『歴史的に正しい位置』、つまり属国化である」と題した、経済評論家三橋貴明氏の記事
- 53 鄭大均氏の記事。「戦後の日韓関係を特徴づけてきたのは『逃げの姿勢でその場その場をしのいで行こうとする日本』と『そうした日本を逃すまいと襟首をつかんで《要求》し《糾弾》する韓国』(田中明)という役割分担であった…日本の政治家たちも、右のような視点で隣国の政治家たちに少し説教をしてみたらどうだろうか」
- 54 週刊新潮内の櫻井よしこ氏による記事。「習近平体制、不安定ゆえの異常弾圧か」 との見出しで、「中国の現状は異常である。中国に批判的な人々はもとより、親中な 人々でさえも認めざるを得ない、度を越したこの異常さの実態を改めて振り返る」「違 法拘束、逮捕、拷問、人身売買などが横行する習近平体制下の中国」
- 55 産経新聞記事。「昭和20年夏」との見出しで「ソ連軍の非道さ、残虐さは他国軍と比べて際立っており、各地で虐殺や強姦、略奪など悲劇が続いた」等の内容。
- 56 「JAPANISM 2015 vol.26」の西村幸祐氏及び和田政宗氏による「反日マスコミを撃つ」との対談記事。「日韓関係を扱う番組で使われた東アジアの地図が、韓国側に有利なおかしな縮尺で作成されたものだったり、酷いケースは山ほどあります」「(注: NHK) 職員がこういうことを放送すると左翼に攻撃される、というのをしっかり教えられており、実際に左翼団体の抗議を恐れている」等の内容。
- 57 「日本の新聞は、どうしても日本と中国・韓国との間に争いを生じさせなければ気が済まないからである」「どんな談話を出そうが、日本のマスコミが「関係改善」の足を引っ張るからである。それは、日本への憎悪と嫉妬を持つ両国に「怒り」を起こさせるべく、ひたすら報道するからだ」などと述べる門田隆将氏の記事